

共同研究開発契約における重要事項について



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

1 現代における共同研究開発の重要性

かつて、企業は自社内の研究開発部門のみにて技術開発を行い、競合他社との関係で差別化をはかろうとしていた。もちろん、現代においても、このような研究開発体制が主であることはかわりないと思われるが、経済のグローバル化が進展し、新興国の技術革新も進んでいる現代においては、企業が自社内の研究開発部門で技術開発を行うのみでは資金的にも体制的にも競争力のある技術や商品を生み出すのに必ずしも万全ではない。

そこで、近年は、企業が上記のような状況を補うべく、外部の企業や大学等の研究機関と共同研究開発を実施するケースが増えてきている。

企業が外部のパートナーと共同にて研究開発を行う典型的な例は、市場において競合関係にない異業種の企業間における共同研究開発と言えるであろう。これは、共同研究開発の主たる動機が同業他社との関係で競争力のある技術を開発する点に存在することに鑑みれば、自然なことである。

もっとも、市場において競合関係にある同業他社との関係であったとしても、多数ある同業他社のうちの数社が他の同業他社との関係において技術的に優位に立つべく共同研究開発に乗り出すこともあるであろうし、従来にはなかった新たな需要を掘り起こすための（競合他社との差別化をはかる前段階となる）技術基盤となる技術を開発すべく共同研究開発に乗り出すこともあるであろう。

また、これまでは真理の探究に重きが置かれていた大学等の研究機関における研究活動についても、社会との繋がりや実学の重要性が意識されるようになった社会的背景もあって、企業と共同での研究活動に踏み出す事例が増えてきている。

このように、自社にはなかった新たな視点や技術あるいは資金力等を取り入れつつ外部との協力関係のもと共同研究開発を行うことの重要性は増大してきている。

2 共同研究開発の問題点

ただ、自社内で自社の社員にて自社内に蓄積された知見や技術を用いて研究開発を行っていた際には、情報の管理や各種方針の策定が比較的容易であり、基本的には利害対立に関する事前の

調整が求められることもなかったのに対して、外部との共同研究開発においては異なる配慮が求められるようになる。

すなわち、①共同研究開発の対象に関する共通認識が形成されていないことに起因して生じる活動範囲等に関する意識の齟齬や共同研究開発対象外の独自開発技術（あるいは、共同研究開発の終了後に同技術から独自に改良を加えた改良技術）の帰属等について紛争が生じることもあるし、②共同研究開発のパートナーに提供した自社独自の技術が流出してしまうおそれの存在、③自社独自の技術をパートナーに開示・提供したことにより生じ得る技術の混同や汚染（コンタミネーション）の可能性、④パートナー間の利害対立や目的意識の相違等から生じうるa) 役割分担、b) 成果の帰属、c) 費用負担、d) 事業化等（開発の成果の利用）に関連した紛争、さらには⑤共同研究開発における当事者間の力関係を背景とした一方当事者にとって有利な各種の合意事項等と独占禁止法との抵触の問題等も生じ得る。

もちろん、これらの各種問題は、共同研究開発の関係に入った当事者間において各種の通知や意見交換等の意思疎通を密に行うことで共通認識やコンセンサスを得ることにより回避することが好ましい。しかしながら、共同研究開発は自社内にて完結するのではなく、置かれた立場や利害あるいは目的意識の異なる他者等との関係において研究開発を進めるという点に特殊性があり、それが故に、意思疎通による共通認識やコンセンサスの形成という不明確かつ不確実で反故にされやすい障壁では、紛争を回避するに十分ではない。

そこで、上記のような問題に対処すべく、共同研究開発の関係に入ろうとする当事者間においては、共同研究開発を進めていくにあたって（及び、共同研究開発が終了した後も含めて）想定される多様な局面を可能な限り事前に想定しつつ、事前に明確かつ確実に合意し、あるいは合意に至り得る体制の整備等につき文章化しておくことが好ましい。

本稿においては、このような共同研究開発の重要性と特殊性に鑑みて、共同研究開発を進めるに際して当事者間において締結する共同研究開発契約¹の具体的内容と留意点につき解説することを目的とする。

第2 共同研究開発契約の具体的内容と留意点

1 共同研究開発の対象に関する共通認識の形成

自社内のみで研究開発を実施している場合には、ある研究活動から派生して思わぬ研究成果に至っても権利関係について調整をはかる必要はないし、派生的な研究等に関連する作業についても自社内における調整や業務命令で処理することが可能である。それは、ひいては特定企業内においては研究開発の対象につき特段の限定がなく、基本的には無限定の研究分野につき当該企業（及び、その従業員）の活動範囲が及んでいるからである。

ところが、外部との共同研究開発は、前記のように自社内での研究開発に比べて資金的にも体制的にも多くの利点が認められる反面、利害対立を内包したり組織としての目的意識も異なったりする複数の外部者による活動であることから協力し得る範囲を事前に設定せざるを得ず、かかる設定が不十分であることに起因して想定外の事態が生じた場合に関する迅速かつ柔軟な対処に

1 実際に共同研究開発を実施するにあたっては、そのパートナーを選定する段階から各種の問題が生じ得る。また、パートナーを選定して共同研究開発が進展した後の段階においても、本稿において摘示する以外の多くの問題が生じ得る。ただ、それらの問題点について網羅的に検討することは紙幅の都合上も困難であることから、本稿においては、共同研究開発をすすめるにあたって問題となる事項の一部分につき概説するにとどめる。